



市 政 Q & A

市政に対するご意見やご提案を郵便、FAX、メールで受付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申し込み先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課
(FAX) 83-9336 (E-mail) mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質 問

「住居表示について」

私の住所は、「大字〇〇△△△番地」ですが、いつになったら「〇〇一丁目△番△号」のようになるのでしょうか。

(34歳 女性)

お答えします

担当課 市民課 (☎ 82-1142)

住居表示への変更については、人口集中地区や住宅団地、あるいは自治会から要望のあった地域を提案し、住居表示審議会の答申を受け、地元自治会のご協力をいただき、議会の議決の上で決定しています。

小野田地区の人口集中地区はほぼ実施済ですが、今後は地籍調査が済んでいないところは実施できないため、地籍調査が完了後の区域について検討していきます。

山陽地区については地籍調査は完了していますが、住居表示は未実施であるため、今後は住宅密集地を中心に住居表示事業を推進していきたいと考えています。

なお、住居表示の実施により自治会の名称や区域等が変わることはありません。

地域のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

住居表示のよくある質問にお答えします

住居表示って何？

住居（建物や事務所）の表示の仕方を従来の大字と地番による表示から、新たな町名を決定し、一定の基準で順に番号をつけていく制度です。

これにより、住所が分かりやすくなり、次のようなメリットがあります。

- 救急車、パトロールカーなどの緊急自動車がより早く目的地に到着できる。
- 郵便、宅配、その他配達物が遅れたり、間違えられたりすることがなくなり、迅速、確実に配達される。
- 訪問者が目的の建物や事務所を容易に探すことができる。

住居表示の区域の決め方は？

道路、線路、河川、水路などの恒久的な施設で区切り、できるだけ簡明にします。

従って、自治会の区域とは異なり、ほとんどの場合1つの住居表示区域内に2以上の自治会の一部が含まれることになります。

新町名の決め方

住居表示対象区域内の自治会で話し合ってください、住居表示区域の新町名を決めていただきます。

基準として、

- 従来の名称に準拠するようにしています。
- 従来使用していた「字」の呼称は使わないことにしています。
- 市内において同一名称、又は冠に東西南北等の表現を含む町名は避けることにしています。



えがおがいちばん!!



しのだ みう
篠田 桜羽ちゃん (7か月)

『笑顔いっぱい、大きくなーれ!』(石井手一丁目)



編集室のひとりごと

実りの秋・・・市内でも様々なイベントが催されていますが、会場におじゃまして、その様子を広報紙でお伝えするのも編集室のお仕事というか、使命のようなものなのですが、最近はあるこれと掲載する情報が増え、最終的に「まるごとウォッチング」のコーナーがなくなることがしばしばあります・・・市民のみなさんからの「取材記事が広報に載らなくなったね」という声もしばしば耳にします・・・発行号ごとの掲載記事の「大小」「強弱」をあらかじめ考慮し、しっかりとページ割りを組んで計画どおり編集をすすめれば問題ないのですが、こちらの予想を越える事態がしばしば起こって・・・罪滅ぼしというわけでもありませんが、今月はドーンと「まるごとウォッチング」をお届けします。さあ完成まで後少しだあ・・・寝不足？目がしばしばするなあ・・・(くろ)